

平成26年度監査基本計画

1 基本方針

平成26年度は、能代市総合計画後期基本計画の2年目であり、将来像に掲げる「“わ”のまち能代」の実現に向け、初年度の実施状況を検証し、なお一層の着実な施策の実施が求められるところである。

財政状況は、地方交付税の増等により、比較的良好な状態が続いてきたが、平成26年度は市税や地方交付税などの歳入の減、社会保障関係経費や消費税率の引き上げに伴う諸経費の増が見込まれており、また、平成28年度からは普通交付税の合併算定替えの特例措置が段階的に減少していくなど、将来的にも厳しい状況になることが予測される。

このような状況の中、将来的にも持続可能な行財政運営を行っていくためには、なお一層の財政の健全化が必要であり、事務事業を有効かつ効率的に実施していかなければならない。

これらの前提として、管理統括体制、チェック体制、リスク検証等の内部統制の機能は必要不可欠であるが、例年の定期監査等では再三の指摘にも関わらず十分に機能していない事例が見受けられている。前年度に発覚した不明金の問題も内部統制が機能していなかったことが要因の一つと考えている。

本年度における監査は、内部統制に主眼を置くほか、特に次の事項について意を用いて実施する。

- 指摘事項等に対しては、事務処理フローを確認し、管理・チェック体制について検証する。
- 現金、物品等については、その取扱いやチェック体制を実地に確認する。
- 監査の実効性を確保するため、これまでの指摘事項に対する改善状況について、適宜、報告を求め、改善が進まない事項及び重要と思われる事項について、ヒアリングを実施するほか、必要に応じて実地で確認する。

2 実施監査種別及び方針

(1) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、公営企業・準公営企業会計については、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、独立採算性等の見地から企業経営の在り方について監査を実施する。

また、財政健全化法に基づく健全化比率等については、基礎となる計数の正確性を検証するとともに、前年度比率からの増減の内容について、調査・分析を行うものとする。

(2) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうか、またペイオフ対策では相殺範囲内の預け入れとなっているかなど、運用の安全性が確保されているかどうかを主眼として実施する。

(3) 定期監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを検証し、内部統制に主眼をおいて実施する。

前期定期監査は、現金等の取扱いについて実地での確認を主体に行うこととし、中期定期監査は、施設の維持管理等の状況について実地での確認を主体に行うこととする。後期定期監査は、例年どおり全課を対象に実施する。

(4) 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、前年度で監査の対象としていない補助金を中心に実施する。前年度までの監査結果を踏まえ、補助要綱等が整備されているか、補助対象や算定根拠が明確になっているか、補助事業に係る帳簿、領収書等の確認を含め履行確認が適切に行われているかを主眼として実施する。

また、指定管理については、協定内容の遵守状況、所管課における実地調査の状況等を主眼に実施する。なお、指定管理施設について、実地での確認を中期定期監査の期間に組み入れて行うこととする。

(5) 例月出納検査

各会計の現金の出納について計数の正確性を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するほか、期末監査である決算審査に対する期中監査と位置づけ、財務事務処理に関する監査を継続的に実施する。

特に公営企業会計については、会計制度の変更があったことから、数値が適正に表示されているか随時確認を行う。

3 執行上の留意点

- (1) 監査は、本監査基本計画と各監査実施計画（実施要領）に基づき、適時に秩序整然と実施する。
- (2) 監査は、基本方針に基づいて行うとともに、監査の着眼点等を的確に定め、監査対象に即した監査方法を選択して実施する。
- (3) 定期監査及び例月出納検査においては、市民への説明責任と信頼性の確保を重視し、監査を実施する。
- (4) 監査を実施し、その結果、不当な事項等があった場合には、報告書の各課等記載欄に明記し、具体的な改善を求めていく。
- (5) 監査を終了したときは、速やかにその結果を決定し、報告、意見等を提出するとともに、ホームページ等でその結果を広く市民に周知する。

4 各監査実施（予定）期間

定期監査 (平成26年度分)	【前期定期監査（4～6月）】 ・4月中旬～5月中旬 関係書類等調査及び実地監査 ・6月上旬 監査結果講評 【中期定期監査（7～8月）】 ・7月中旬～7月下旬 関係書類等調査 ・8月上旬 実地監査 ・8月中旬 監査結果講評 【後期定期監査（10～1月）】 ・10月～12月 各課等の書類等調査 ・1月中旬 監査結果講評
一般会計決算審査 (平成25年度分)	6～9月 ・6～8月 関係書類等審査 ・8月中旬 決算審査に係る聞き取り ・9月中旬 意見書提出
企業会計決算審査 (平成25年度分)	6～9月 ・6～7月 関係書類等審査 ・7月中旬 決算審査に係る聞き取り ・9月上旬 意見書提出
財政援助団体等監査 (平成25年度分)	9～1月 ・9～12月 関係書類等審査 ・1月中旬 監査結果講評
例月出納検査	毎月中旬～月末